

社会福祉法人大在福社会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 6月 1日～ 令和9年 3月31日まで

目標1：令和8年4月を目途に、養育両立支援休暇を 柔軟な働き方を実現するための措置に加える

<対策>

- 令和8年1月～ 職員へのアンケート調査等、検討開始
- 令和8年4月～制度実施 社内回覧等による職員への周知 規定整備

目標2：令和8年10月を目処に、小学校就学前の子を持つ職員を対象とする短時間勤務制度を 小学校3学年修了までの子を持つ職員に拡大する。

<対策>

- 令和8年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年9月～ 就業規則等の規定整備 社内回覧等による職員への周知
- 令和8年10月 制度の導入

目標3：令和8年3月までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年 100 時間未満とする。

<対策>

- 令和7年6月～ 業務量及び業務配分の見直し
- 令和7年9月～ 管理職を中心とした意識改革のための研修、DX化による更なる業務の効率化・サービスの向上を検討
- 令和8年1月～ 社内社内回覧等による職員への周知